

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

このことから、後発医薬品がある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、『一般名処方』の実施により、所定の診療報酬（下記）を算定しております。

ご理解とご協力のほど、宜しくお願いいたします。

【一般名処方加算とは】

●一般名処方加算1

後発医薬品のある全ての医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合に10点が加算される。

●一般名処方加算2

1品目でも一般名処方されていたものが含まれている場合に8点が加算される。